

## 第 391 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 391 回三木市議会（令和 8 年 2 月 20 日開会）に提出する議案 27 件（専決処分の報告 1 件、条例関係 11 件、市道路線の廃止・認定 2 件、新年度予算関係 7 件、補正予算関係 6 件）の概要は、次のとおりです。

### 1 専決処分の報告関係

#### (1) 報告第 1 号 専決処分について（令和 7 年度三木市一般会計補正予算（第 6 号））

##### ア 概要

衆議院の解散に伴い、令和 8 年 2 月 8 日に投開票が行われた衆議院議員選挙の執行に要する経費について、令和 8 年 1 月 21 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行った。

##### イ 予算の規模

（単位：千円）

会計名（補正号数）	補正前の額	補正額	計
一般会計（第 6 号）	42,295,684	55,122	42,350,806

##### ウ 補正予算の内容

衆議院議員選挙の執行 55,122 千円 [選挙管理委員会]

### 2 条例関係

#### (1) 第 1 号議案 ガーデンシティみき創生基金条例を廃止する条例の制定について（財政課）

##### ア 廃止理由

ガーデンシティみき創生基金は、これまで基金の設置目的である「市民だれもが誇りと愛着の持てるふるさとづくりの実現」に向け、ランドマークの設置や周年記念事業の実施、市民活動への支援、定住促進などの事業の財源として活用してきたが、基金の設置から 30 年以上が経過し、令和 7 年度末には基金残高は無くなる見込みである。また、平成 20 年度には「魅力あるふるさとづくり」を目的とした「こころのふるさと三木応援基金」を設置しており、その目的が一部重複していることから、本基金を廃止するため。

##### イ 廃止内容

ガーデンシティみき創生基金条例を廃止する。

ウ 施行期日  
令和8年4月1日

**(2) 第2号議案 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（保険年金課）**

ア 改正理由  
兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、三木市福祉医療費助成条例を改正する。

イ 改正内容  
国公費負担医療制度の対象者の経済的負担軽減及び利便性向上を目的として、福祉医療制度と国公費負担医療制度の併用を可能とするため、所要の改正を行う。

ウ 施行期日  
令和8年7月1日

**(3) 第3号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（保険年金課）**

ア 改正理由  
地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の課税において「子ども・子育て支援納付金課税分」を新設するため。（子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるもの。）また、令和8年度の保険税率について、県から提示された同年度の標準保険税率と同水準となるよう、税率改正を行うため。

イ 改正内容  
(7) 子ども・子育て支援納付金課税分を新設し、賦課項目は以下のとおりとする。

- a 所得割
- b 均等割
- c 18歳以上均等割
- d 平等割

(イ) 国民健康保険税の税率等を次のとおりとする。

項目		現行	R8年度 (改正案)
基礎課税分	所得割	7.3%	7.4%
	均等割	32,000円	32,000円

	平等割	20,000 円	➔	20,000 円
後期高齢者 支援金分	所得割	<u>3.0%</u>		<u>3.1%</u>
	均等割	13,000 円		13,000 円
	平等割	8,000 円		8,000 円
介護 納付金分	所得割	<u>2.6%</u>		<u>2.7%</u>
	均等割	14,000 円		14,000 円
	平等割	7,000 円		7,000 円
子ども・子 育て支援納 付金分	所得割	—		<u>0.3%</u>
	均等割	—		<u>1,300 円</u>
	18 歳以上均等割	—		<u>100 円</u>
	平等割	—		<u>800 円</u>

- ウ 施行期日  
令和 8 年 4 月 1 日

**(4) 第 4 号議案 三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(介護保険課)**

ア 改正理由

令和 7 年度税制改正における個人住民税に係る所得控除額の最低保障額の引き上げ（10 万円：55 万円から 65 万円）を受け、令和 8 年度の個人住民税が非課税となるよう就労調整を行った者は、介護保険法施行令の改正により個人住民税が課税とみなされた上で、令和 8 年度の介護保険料が算定される。こうした者のうち、令和 7 年度の個人住民税非課税の者については市町村の判断で、令和 8 年度に限り、個人住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できること（以下「特例減免」という。）、また、特例減免においては、本人の個別申請によらない対応も可能であるとされた。

本市においては、特例減免を行い、また、個別申請によらず実施するため、三木市介護保険条例を改正する。

イ 改正内容

今回の特例減免の内容、申請方法等について規定する。

- ウ 施行期日  
令和 8 年 4 月 1 日

**(5) 第 5 号議案 三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（下水道課）**

ア 改正理由

細川農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道へ統合することに伴い、三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例から細川農業集落排水処理施設を削除する。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

**(6) 第6号議案 三木市商業振興による地域活性化に関する条例の一部を改正する条例の制定について（商工振興課）**

ア 改正理由

三木市商店街連合会の名称変更に伴い、三木市商業振興による地域活性化に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

「三木市商店街連合会」から「三木市商店連合会」に名称を改める。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

**(7) 第7号議案 三木市立勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について（商工振興課）**

ア 改正理由

トレーニング室及び勤労青少年の福祉に関する事業の廃止に伴い、三木市立勤労者福祉センター条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) トレーニング室の使用許可に係る条文を削除する。

(イ) 勤労青少年福祉事業に関する条文を削除する。

ウ 施行期日

公布の日

**(8) 第8号議案 三木市水道事業給水条例及び三木市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（水道業務課・下水道課）**

ア 改正理由

災害その他非常の場合において、他の水道事業者及び下水道事業者が指定した給水装置及び排水設備工事事業者による給水装置及び排水設備工事の実施を可能にすることで、宅内配管及び排水設備等の早期復旧並びに被災地に

おける給水装置工事の適正な実施を図るため。

イ 改正内容

災害その他非常の場合において、給水装置及び排水設備工事を施行できる者として、他の水道事業者並びに他の水道及び下水道事業者が指定した者を追加する。

ウ 施行期日

公布の日

**(9) 第 9 号議案 三木市下水道条例及び三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（下水道課）**

ア 改正理由

下水道使用水量の減少、老朽化が進む下水道施設の更新等の課題を踏まえ、下水道事業の持続可能な経営を図るため、下水道使用料の改定を行う。

イ 改正内容

用途別	基本使用料 (1月につき)		従量使用料 (1月 1 m <sup>3</sup> あたり)		
	現行	改定案		現行	改定案
一般汚水	600 円	700 円	10 m <sup>3</sup> 以下	50 円	70 円
			11～30 m <sup>3</sup>	130 円	150 円
			31～50 m <sup>3</sup>	170 円	190 円
			51～100 m <sup>3</sup>	205 円	225 円
			100 m <sup>3</sup> 以上	240 円	260 円
浴場汚水			1 m <sup>3</sup> あたり	90 円※	
臨時用等			1 m <sup>3</sup> あたり	400 円※	

※浴場汚水、臨時用等の従量使用料は改定なし

ウ 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

**(10) 第 10 号議案 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部総務課）**

ア 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、三木市消防団員等公務災害補償条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のように改める。

(第5条第2項第1号及び別表関係)

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340円 (12,900円)	14,170円 (13,700円)	15,000円 (14,500円)
分団長及び副分団長	11,670円 (11,300円)	12,500円 (12,100円)	13,340円 (12,900円)
部長、班長及び団員	10,000円 (9,700円)	10,840円 (10,500円)	11,670円 (11,300円)

備考 ( ) は現行の補償基礎額

(イ) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。(第5条第2項第2号関係)

(ウ) 扶養に係る補償基礎額の加算額を次のように改める。

(第5条第3項関係)

年度	扶養親族	配偶者	子	孫・父母等
	令和7年度	加算額(日額)	100円	383円
令和8年度	加算額(日額)	廃止	433円	217円

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

ウ 施行期日

令和8年4月1日

**(11) 第11号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
(消防本部予防課)**

ア 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等に伴い、三木市火災予防条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 簡易サウナ設備の追加について

- a テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下かつ薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備と定義する。

b 簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)を一般サウナ設備として定義する。

(イ) 住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記する。

(ウ) その他、必要な改正を行う。

ウ 施行期日

令和8年3月31日

### 3 市道路線の廃止・認定

(1) 第12号議案 市道路線の廃止について(道路河川課)

(2) 第13号議案 市道路線の認定について(道路河川課)

### 4 新年度予算関係【別添《市長の施政方針及び提案理由の説明》参照】

(1) 第14号議案 令和8年度三木市一般会計予算

(2) 第15号議案 令和8年度三木市国民健康保険特別会計予算

(3) 第16号議案 令和8年度三木市介護保険特別会計予算

(4) 第17号議案 令和8年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算

(5) 第18号議案 令和8年度三木市学校給食事業特別会計予算

(6) 第19号議案 令和8年度三木市水道事業会計予算

(7) 第20号議案 令和8年度三木市下水道事業会計予算

### 5 補正予算関係【別添《市長 提案理由の説明》参照】

(1) 第21号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算(第7号)

(2) 第22号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算(第8号)

(3) 第23号議案 令和7年度三木市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(4) 第24号議案 令和7年度三木市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(5) 第25号議案 令和7年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)

(6) 第26号議案 令和7年度三木市下水道事業会計補正予算(第4号)